

# 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画【概要】

資料3－3

## 第1章 はじめに

### (計画策定の主旨)

- ギャンブル等を娯楽の一つとして楽しむ人がいる一方、ギャンブル等にのめり込み、日常生活や社会生活への支障や多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある
- ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能だが、必要な治療や支援が受けられていない現状がある
- 東京都におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画を策定

### (計画の位置付け等)

- ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定

### (計画期間)

- 令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）

## 第3章 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等

### (ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方)

視点1	ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療
視点2	金銭問題をはじめ、本人や家族に関わる関係機関や関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援

重層的かつ多段階的な取組の推進	発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずるため、知識の普及、関係事業者が行う広告及び宣伝その他の事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進などの取組を推進
多機関の連携・協力による総合的な取組の推進	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に直接に関連することから、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、区市町村、消費生活センター等の関係機関及び民間団体等の連携協力体制の整備のために必要な対策を推進
P D C Aサイクルによる計画的な不断の取組の推進	本計画に定める対策の進捗状況や効果、国が行う実態調査の結果等を踏まえて、必要な見直しを不斷に実施

## 第2章 都におけるギャンブル等依存症に関する状況等

### (ギャンブル等依存症が疑われる者の割合)

- 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの実態調査によると、過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合は2.2%（※）

### (ギャンブル等依存症の相談状況)

- 精神保健福祉センターにおける令和元年度のギャンブル等依存症に関する面接相談等は972人となっており、平成27年度時点（800人）からおおむね増加傾向

### (ギャンブル問題が関与する相談の対応経験（関連問題の分野）)

- 関連する分野の相談機関において、半数以上が相談内容の背景にギャンブル等の問題が関与していると思われる相談事例の経験あり（※）

虐待	貧困	多重債務	自殺
56.3%	72.4%	75.9%	76.0%

（※）松下幸生、新田千枝、遠山朋海：令和2年度 依存症に関する調査研究事業  
「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」、2021年より

### (ギャンブル等依存症対策の方向性)

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に対処するため、5つの取組を推進

①	予防教育・普及啓発
②	相談・治療・回復支援
③	依存症対策の基盤整備
④	関係事業者の取組
⑤	多重債務問題等への取組

- 5つの取組の実施に当たっては、本人や家族等が必要とする適切な支援等となるように配慮

## 第4章 具体的な取組

区分	現状	課題	主な今後の取組
予防教育・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターにて普及啓発を実施</li> <li>高等学校学習指導要領にギャンブル等依存症も含めた精神疾患が追加等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人や家族等が適切な支援につながることができるよう情報発信が必要</li> <li>指導にあたる教員の養成が必要等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都民向けフォーラム等を実施</li> <li>地域の社会資源の情報の提供</li> <li>適切に指導を行える教員の養成等</li> </ul>
相談・回復・治療支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の関係機関において、依存症やギャンブル等依存症に関する分野の相談支援等を実施</li> <li>依存症専門医療機関等の選定の取組を推進</li> <li>回復において重要な活動を行う民間団体が都内で精力的に活動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の関係機関職員の対応力の向上が必要</li> <li>医療従事者の養成が必要</li> <li>地域の関係機関や民間団体等の連携強化が必要等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターにおいて、関係機関職員向け研修を実施</li> <li>医療従事者を対象とした研修を実施</li> <li>民間団体と連携し、活動や重要性等について情報発信等</li> </ul>
依存症対策の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターにおいて、関係機関職員への研修や地域の連携会議を実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の関係機関職員の対応力の向上が必要</li> <li>医療従事者の養成が必要</li> <li>関係機関が密接な連携を図る体制の構築が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターにおいて、関係機関職員向け研修を実施</li> <li>医療従事者を対象とした研修を実施</li> <li>地域連携会議を開催し、都内の連携体制を強化等</li> </ul>
関係事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の注意喚起や普及啓発を実施</li> <li>本人や家族申告による入場・入店制限等のアクセス制限等を実施</li> <li>相談窓口の設置、従業員教育の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>注意喚起や普及啓発、アクセス制限等の実効性を高めるため、ギャンブル等依存症対策を着実に実施することが必要等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度に射幸心をあおらない広告・宣伝やアクセス制限等の制度の周知を推進</li> <li>行政機関や民間団体との連携を実施等</li> </ul>
等への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>多重債務に関する関係機関において、相談支援等を実施</li> <li>違法賭博店の取締りやホームページでの注意喚起を実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の方等を適切に関係機関へつなげることや、ギャンブル等依存症の情報発信が必要</li> <li>引き続き違法賭博店の取締りの徹底が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携し、適切な支援につなげる</li> <li>取締りと注意喚起による違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進等</li> </ul>

## 第5章 推進体制と進行管理

- 関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、区市町村や関係機関とも連携
- 必要に応じてギャンブル等依存症対策に関連する関係者等で構成する会議を開催し、取組状況の共有や意見交換を行うなど、進行管理を実施
- 計画に関連する取組の進捗状況や国の動き、社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前でも必要に応じて見直しを実施